

クビアカツヤカミキリ対策本部 設置要領

令和 8 年 7 月 31 日

関係省庁申合せ

令和 8 年 9 月 11 日改正

1. 趣旨

クビアカツヤカミキリは、サクラをはじめ、ウメ、モモ等のバラ科の樹木を加害し、我が国の文化及び農業生産に深刻な被害を及ぼすおそれのある特定外来生物である。

平成 24 年に国内で初めて被害が確認されて以降、その被害は拡大の一途をたどり、令和 8 年 7 月現在 20 都府県にまで及び、各地で深刻な影響を生じさせている。

本種は、地域内の様々な場所の樹木を加害しながら繁殖を続けるため、対策に漏れが生じた場合には十分な効果を得ることが難しく、被害の拡大・深刻化を招く。また、高い分散能力を有することから、未侵入地域においても突発的な侵入・定着のおそれがある。

このため、地域が一体となった戦略的かつ面的な防除を推進するとともに、関係省庁が緊密に連携し、既侵入地域及び未侵入地域の双方において、切れ目のない対策を講じることが重要である。

以上を踏まえ、政府一体となってクビアカツヤカミキリ対策を強力に推進するため、「クビアカツヤカミキリ対策本部」（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部で検討する内容

- (1) クビアカツヤカミキリの全国的な防除戦略の策定
- (2) クビアカツヤカミキリ対策の進捗状況の点検、見直し
- (3) その他、クビアカツヤカミキリ対策のために必要と認められる事項

3. 本部の構成

- (1) 本部の構成は別紙のとおりとする。
- (2) 本部の庶務は、農林水産省消費・安全局植物防疫課及び環境省自然環境局野生生物課が担当する。

（３）本部が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

４．その他

この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部の了承を得て定める。

別紙

クビアカツヤカミキリ対策本部 構成員等

1. 政府構成員

(1) 本部長

農林水産大臣

環境大臣

(2) 幹事

農林水産省消費・安全局長

環境省自然環境局長

(3) 本部員

農林水産省農産局長

農林水産技術会議事務局長

林野庁長官

国土交通省総合政策局長

文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官

2. 政府外参画機関

全国知事会

全国市長会

全国町村会